

○特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン (主要なものとの間に締結した契約) 5－1 次に掲げる有価証券の発行者がそれぞれ次に定める者との間で契約（約款を除く。）を締結している場合には、特定有価証券開示府令第12条第1項第1号ハに規定する「主要なものとの間に締結した契約」に該当することとなるので留意する。 〔①～③ 略〕 ④ 資産流動化証券 原保有者、管理資産の管理を行う者、管理資産の回収等の管理を行う者、当該有価証券に信用補完等を行っている者、本邦における募集・売出しについての引受金融商品取引業者、<u>社債管理者</u>（社債管理補助者を含む。<u>⑥において同じ。</u>）又は社債の管理会社 〔⑤～⑦ 略〕</p>	<p>A 基本ガイドライン (主要なものとの間に締結した契約) 5－1 [同左] 〔①～③ 同左〕 ④ 資産流動化証券 原保有者、管理資産の管理を行う者、管理資産の回収等の管理を行う者、当該有価証券に信用補完等を行っている者、本邦における募集・売出しについての引受金融商品取引業者、<u>社債管理者</u>又は社債の管理会社 〔⑤～⑦ 同左〕</p>